

第九条 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注1及び注2の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(1) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(2) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

困難である場合はこの限りでないこと。

(2) 当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4)～(8) (略)

(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを届け出ていること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(前略)

(2) 当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4)～(8) (略)

(新設)

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。

(前る)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年子ども家庭庁・厚生労働省告示第 号)による改正前の介護給付費等単位数表(以下「旧介護給付費等単位数表」という。)の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)及び(2)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(新設)

(新設)

㍷ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2) イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出

おり、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

(新設)

(新設)

a | 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(Ⅰ及びⅡに係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヅ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(Ⅰ、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(Ⅰ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b | aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(Ⅱ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

(新設)

(新設)

a | 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

カ | 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) | 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2) | イの(1)の(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) | 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b | aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) | 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

コ | 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) | 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数

(新設)

(新設)

表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(Ⅰ)(一)及び(Ⅱ)に係る部分を除く。、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(Ⅰ)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(新設)

ㄥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。

(2) イの(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b) a)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b) a)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ㄷ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(新設)

(新設)

三 削除

- (2) イの(1) (一)及び(二に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

三 介護給付費等単位数表第1の6の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と

認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを届け出ていること。

(6) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれに

(削る)

も適合すること。

三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

四・五 (略)

六 介護給付費等単位数表第2の6の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(ロ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「重度訪問介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

七 削除

(削る)

八～九 (略)

十 介護給付費等単位数表第3の5の注1及び注2の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(ロ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「同行援護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

十一 削除

(削る)

十二・十三 (略)

十四 介護給付費等単位数表第4の5の注1及び注2の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(ロ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのい

四・五 (略)

六 介護給付費等単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

七 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

七の二 介護給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

八～九 (略)

十 介護給付費等単位数表第3の5の注の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十一 介護給付費等単位数表第3の6の注の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十一の二 介護給付費等単位数表第3の7の注の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

十二・十三 (略)

十四 介護給付費等単位数表第4の5の注の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

「ずれか」とあるのは、「行動援護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

十五 削除

(削る)

十六 (略)

十六の二 介護給付費等単位数表第5の6の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(Ⅳ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

十七 削除

十五 介護給付費等単位数表第4の6の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十五の二 介護給付費等単位数表第4の7の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

十六 (略)

十六の二 介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画

(削る)

十八 (略)

十八の二 介護給付費等単位数表第6の14の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定療養介護事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。

(6) 療養介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

十七の二 介護給付費等単位数表第5の8の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

十八 (略)

十八の二 介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居室介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「生活介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

十九 削除

(削る)

二十 介護給付費等単位数表第7の14の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

第二号イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(一)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適

第二号の規定を準用する。

十九 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

十九の二 介護給付費等単位数表第6の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

二十 介護給付費等単位数表第7の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

へ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む)。

)を定めていること。

b) a)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b) a)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(二及び三に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(四)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(二)(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b | aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1) (一及び二に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1) (一及び二に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及

ひ(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)（一及び二に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及びひ(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

二十一

削除

- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ロ 当該指定短期入所事業所等（介護給付費等単位数表第7の1の注15の8に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。）又は基準該当短期入所事業所（介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ。）において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(削る)

二十二 (略)

二十三 介護給付費等単位数表第8の3の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
第二十号の規定を準用する。

二十四 削除

(削る)

二十五 (略)

二十五の二 介護給付費等単位数表第9の14の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準
第二十号の規定を準用する。

二十六 削除

ニ 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

ベ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト べの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

二十一の二 介護給付費等単位数表第7の16の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

二十二 (略)

二十三 介護給付費等単位数表第8の3の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

二十四 介護給付費等単位数表第8の4の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
第二十一号の規定を準用する。

二十四の二 介護給付費等単位数表第8の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

二十五 (略)

二十五の二 介護給付費等単位数表第9の14の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の15の注の厚生労働大臣が定める基準
第二十一号の規定を準用する。

(削る)

二十七 (略)

二十七の二 介護給付費等単位数表第10の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(Ⅹ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「機能訓練サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

二十八 削除

(削る)

二十九・二十九の二 (略)

三十 介護給付費等単位数表第11の13の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(Ⅹ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「機能訓練サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

三十一 削除

(削る)

二十六の二 介護給付費等単位数表第9の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

二十七 (略)

二十七の二 介護給付費等単位数表第10の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十八 介護給付費等単位数表第10の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

二十八の二 介護給付費等単位数表第10の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

二十九・二十九の二 (略)

三十 介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第11の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

三十一の二 介護給付費等単位数表第11の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十二・三十二の二 (略)

三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(ロ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「就労移行支援サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

三十四 削除

(削る)

三十五 (略)

三十五の二 介護給付費等単位数表第13の15の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(ロ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「就労継続支援A型サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

三十六 削除

(削る)

三十七 (略)

三十七の二 介護給付費等単位数表第14の17の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

三十二・三十二の二 (略)

三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十四 介護給付費等単位数表第12の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

三十四の二 介護給付費等単位数表第12の18の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十五 (略)

三十五の二 介護給付費等単位数表第13の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十六 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

三十六の二 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十七 (略)

三十七の二 介護給付費等単位数表第14の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「就労継続支援B型サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

三十八 (略)

三十八の二 介護給付費等単位数表第14の2の7の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二十号の規定を準用する。

(削る)

(削る)

三十九・三十九の二 (略)

三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「自立生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

(削る)

第二号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の18の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

三十八の二 介護給付費等単位数表第14の19の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十八の三 (略)

三十八の四 介護給付費等単位数表第14の2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十八の五 介護給付費等単位数表第14の2の8の注の厚生労働大臣が定める基準

第二十一号の規定を準用する。

三十八の六 介護給付費等単位数表第14の2の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十九・三十九の二 (略)

三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十九の四 介護給付費等単位数表第14の3の12の注の厚生労働大臣が定める基準

(削る)

四十～四十の三 (略)

四十一 介護給付費等単位数表第15の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

第十七号の規定を準用する。

三十九の五 介護給付費等単位数表第14の3の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

四十～四十の三 (略)

四十一 介護給付費等単位数表第15の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

四十二 介護給付費等単位数表第15の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

四十二の二 介護給付費等単位数表第15の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。